

# 品川区役所キッチンカー出店（試行）募集要項

## 1. 募集内容

品川区では、キッチンカーの出店（試行）を以下のとおり、募集します。

| 出店区画 | 出店場所                    | 出店募集日（出店枠） |           | 面積                 | 出店料         |
|------|-------------------------|------------|-----------|--------------------|-------------|
| A区画  | 品川区役所3階プラッツァー<br>本庁舎寄り  | 水曜日<br>1枠  | 金曜日<br>1枠 | 1区画 15㎡<br>(3m×5m) | 試行のため<br>無料 |
| B区画  | 品川区役所3階プラッツァー<br>第三庁舎寄り | 水曜日<br>1枠  | 金曜日<br>1枠 | 1区画 15㎡<br>(3m×5m) | 試行のため<br>無料 |

※販売品目は酒類を除く食事を主とする飲食物とする。

## 2. 募集期間

令和6年7月16日～

※出店枠が埋まり次第、受付を締め切ります。

## 3. 出店期間および出店時間

令和6年8月2日～令和6年9月27日の水曜日と金曜日

出店時間は午前9時～午後5時で設定し、午前11時～午後2時迄は必須とする。

（注意）1店舗、最大4枠まで申し込むことができます。（同日を除く）

## 4. 応募資格

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当しないこと。
- （2）品川区長から指名停止中の者および会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （3）品川区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成24年3月21日区長決定）別表に規定する措置要件に該当しないこと。
- （4）法人税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。

## 5. 申込方法

次の書類を、企画経営部経理課庁舎管理係へ郵送・Eメール又は持参してください。

### 【提出書類】

- ・許可申請書（キッチンカー出店申込）
- ・営業許可書のコピー（都内で営業できることが分かるもの）
- ・営業の大要のコピー
- ・販売する食べ物の分かるチラシ等

## 6. 出店の決定

- (1) 提出書類について、区において審査します。
- (2) 同一の日程・場所に対し、複数の申込みがあった場合は、先着順とさせていただきますので、ご了承ください。

## 7. 出店決定後の手続き

- (1) 出店・不出店決定の通知  
区から申込者に対し、出店の可否や出店となった場合の場所、今後の事務手続き等について通知します。

## 8. 問い合わせ・申込書提出先

〒140-8715 品川区広町 2-1-36  
品川区企画経営部経理課庁舎管理係  
TEL 03-5742-6637  
FAX 03-5742-6873  
Email keiri@city.shinagawa.tokyo.jp